

本人確認書類を郵送により提出する場合

無人航空機の登録の際、本人確認書類を郵送される方は、本人確認書類として下の①又は②のいずれかを添えて以下へ送付ください。

●提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）

〒170-0005 東京都豊島区南大塚三丁目30番3号（大塚トーセイビルⅢ 4F）
SCSK サービスリンクス株式会社 国土交通省無人航空機登録申請受付事務局 行
問合せ先 03-5539-0352

●本人確認書類：①又は②のいずれか

① 印鑑登録証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、所有者の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの（コピー不可）^{注1}

② 以下の書類のうち、所有者の氏名、生年月日及び住所が記載されたもの2種類の写し（コピー、写真等）^{注2}

- 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード^{注3}、資格確認書^{注4}（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度）、介護保険の被保険者証^{注4}、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書、母子健康手帳等

注1) ①を提出する場合、申請書の提出から6ヶ月以内に発行されたものに限ります。

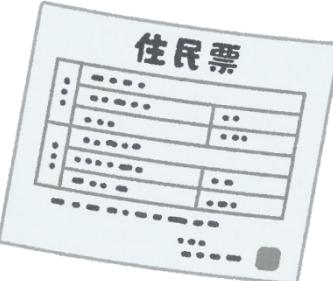
注2) ②を提出する場合、提出する2種類の書類のいずれにも所有者の氏名、生年月日及び住所が記載されている必要があります。

注3) マイナンバーカードの写しを提出する場合、マイナンバーをマスキングする必要があります。

注4) 国民健康保険等の資格確認書若しくは介護保険の被保険者証の写しを提出する場合、被保険者番号等をマスキングする必要があります。

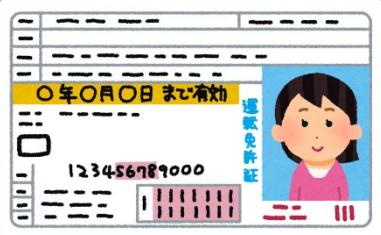
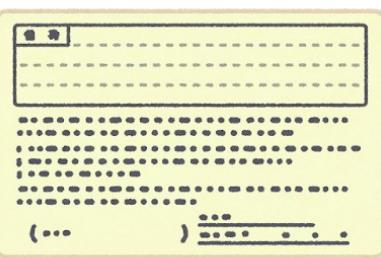
本人確認書類の具体的な例については次ページをご確認ください

① 1種類で受付可能なものの（いずれもコピー不可かつ6ヵ月以内に作成されたもの）

<p>住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (所有者の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの)</p> 	<p>戸籍の謄本もしくは抄本 (戸籍の附票の写しが添付されているものに限る)</p> 
<p>印鑑登録証明書</p> 	

② 2種類で受付可能なもの

※所有者の氏名、生年月日及び住所の記載されたもののコピー、写真等

<p>運転免許証又は運転経歴証明書 ※表面及び裏面のどちらも必要です</p>  	<p>マイナンバーカード ※マイナンバーの箇所をマスキングしてください</p> 
--	--

各種保険制度等の資格確認証

※被保険者番号等をマスキングしてください

- ・ 国民健康保険
- ・ 健康保険
- ・ 船員保険
- ・ 後期高齢者医療
- ・ 国家公務員共済組合
- ・ 地方公務員共済組合
- ・ 私立学校教職員共済制度

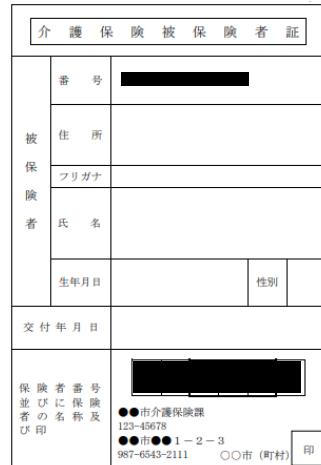


資格確認書のマスキング例

一部保険制度の被保険者証等

※被保険者番号等をマスキングしてください

- ・ 介護保険の被保険者証
- ・ 健康保険日雇特例被保険者手帳



介護保険の被保険者証のマスキング例

その他

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 特別児童扶養手当証書
- ・ 母子健康手帳
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書

これらの書類以外にも、官公庁から発行・発給されたもので、所有者の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの（平成27年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号（現時点では行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する通知カードのみです。）で定めるものを除きます。）が使えます。